

沿岸広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和8年5月12日

沿岸広域振興局長 村上 聡

- 1 路線名 455号
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町門字南三田貝24番地先から三田貝106番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年5月12日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 令和8年5月12日から同年6月12日まで